まん延防止等重点措置適用期間中の施設の利用について

【1月28日（金）～2月20日（日）利用分】

●これまでの感染防止対策の実施をより徹底してください。

●新型コロナウイルスの感染予防にマスクの着用は極めて有効です。
施設利用の際にはマスク着用の徹底をお願いしたします。
※不織布マスクの着用を推奨しております。

下記の活動については、まん延防止等重点措置適用期間中の貸館は出来ません。

① マスクを外す活動（吹矢、楽器演奏等）
② 大声を発する活動（合唱、カラオケ、民謡、詩吟等）
③ 密着・密接が生じる活動（社交ダンス等。距離をとったソロダンスやシャドー練習であれば貸館可）
④ 呼気が上がると思われるスポーツ（エクササイズやトレーニングも含む。接触せず距離をとったエクササイズや体操等であれば貸館可）

※総合福祉センター内では、すべての行動においてマスクを着用してください。ただし、他者と距離を取り、会話無しでマスクを外して休息することや、水分補給を行うことは可能です。
※飲食を伴う活動についても貸館不可です。活動前後の懇談を目的とした飲食もご遠慮ください。